

(年月日) 法教育授業 「著作物と著作権」

著作物

人が、考えや思いを工夫して表現した文章や音楽、絵などを『著作物』と言います。

著作者

著作物を作った人を『著作者』と言います。

著作権 (コピーライト) ©マーク

著作者には『著作権』という権利があります。

保護期間

著作権には保護期間があります。

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む。)の著作物	死後 50 年
無名・変名の著作物	公表後 50 年
団体名義の著作物	公表後 50 年
共同著作物	最後の著作者の死後 50 年
映画の著作物	公表後 70 年

アンケート（0000年0月0日実施）

氏名_____

1. 友達が作った図工の作品などを大切にしていると思いますか。

はい いいえ どちらともいえない

2. 学校に掲示してあるポスター やチラシを大切にしていますか。

はい いいえ どちらともいえない

3. ◎マーク（マルシーマーク）をしっていましたか。

はい いいえ どちらともいえない

4. 今日の授業で他人の作品を使う時に許可がいることがわかりましたか。

はい いいえ どちらともいえない

5. 行政書士という職業を聞いたことがありますか。

はい いいえ どちらともいえない

6. 今日の授業について、自由に感想を書いてください。

創作物

考
作
物

老行頭

新時代木業

行 政 舉 告

著作権者

保育士専用問題

© XYZ - Ltd

著作物の種類	保護期間
実名（周知の変名を含む。） の著作物	死後 50 年
無名・変名の著作物	公表後 50 年
団体名義の著作物	公表後 50 年
共同著作物	最後の著作者の死後 50 年
映画の著作物	公表後 70 年